

## 公共汚水ます設置基準

1 市で設置する公共汚水ますは、次の基準によります。

- (1) 昭和 62 年 12 月 28 日以前から独立して存在している土地であること。
- (2) 公共汚水ますの設置されていない 1,000 m<sup>2</sup>未満の土地については、1 箇所設置します。
- (3) 公共汚水ますの設置されていない 1,000 m<sup>2</sup>以上 1,500 m<sup>2</sup>未満の土地については、2 箇所設置します。  
以後 500 m<sup>2</sup>を増すごとに 1 箇所の割合で設置します。

2 市で公共汚水ますを設置しないものは、次の基準によります。

- (1) 既に、公共汚水ますの設置されている 1,000 m<sup>2</sup>未満の土地
- (2) 公共汚水ますが設置されていない土地であっても、売買等で土地の所有者が変更になったとき。
- (3) 公共汚水ますが設置されていない土地であっても、建売住宅であるとき。
- (4) 三鷹市まちづくり条例の開発事業及び道路位置指定に係るもの。
- (5) 三鷹市まちづくり条例の開発事業及び道路位置指定に係らないもので、土地の所有者又はその親族以外が居住する共同住宅等。
- (6) 既に、排水設備工事が完了していた土地で、家屋の建て替え、所有者の変更や土地の分割等により、新設、移設又は撤去等が生じたとき。  
この場合において、公共汚水ますが設置されていない土地であっても同様とします。
- (7) 未使用の公共汚水ますの移設、撤去又は切り下げ等が生じたとき。

3 その他

- (1) 道路の幅員が 4.0m 未満のとき、道路の中心線から 2.0m までの後退がない場合は、公共汚水ますを市で設置しないことがあります。
- (2) 宅内雨水用ますについては、上記を基本としますが、雨水管等の施設が整った時期も考慮し判断します。

4 施行日

平成 9 年 1 月 8 日